

横手市情報セキュリティ及び 特定個人情報の安全管理に関する基本方針

1 目的

この基本方針は、市の実施機関が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めるとともに、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、市が講ずる安全管理措置の基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針において使用する用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び横手市個人情報保護条例（平成17年横手市条例第24号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

用語	定義
ネットワーク	コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）
情報システム	コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組み
情報セキュリティ	情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
情報セキュリティポリシー	この基本方針及び別に定める情報セキュリティ対策及び特定個人情報の安全管理に関する基準
機密性	情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。
完全性	情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。
可用性	情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保す

	ること。
マイナンバー利用事務系(個人番号利用事務系)	個人番号利用事務(社会保障、地方税若しくは防災に関する事務)又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータ
LGWAN 接続系	人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ
インターネット接続系	インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ
通信経路の分割	LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすること。
無害化通信	インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信
職員等	次のいずれかに該当する者 (ア) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(議会の議員を除く。) (イ) 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者が行う当該契約に基づく業務に従事する者 (ウ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が指定した者が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

3 適用範囲

- (1) この基本方針が適用される実施機関は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長とする。
- (2) この基本方針が対象とする情報資産は、次に掲げるとおりとする。
- ① 情報システム並びに情報システムに関する設備及び電磁的記録媒体

- ② 情報システムで取り扱う情報（紙媒体の情報を含む。）
 - ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図その他のシステム関連文書
- (3) この基本方針が対象とする特定個人情報は、番号法及び横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年横手市条例第37号。以下「番号条例」という。）にもとづき、市が取り扱う特定個人情報とする。

4 情報資産に対する脅威

市は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- ① 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- ② 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- ③ 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- ④ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- ⑤ 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

5 特定個人情報の安全管理措置

市は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、上記4の脅威に対する情報セキュリティ対策を実施するほか、特定個人情報に係る次に掲げる事項その他の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

- ① 漏えい、滅失及び毀損の防止
- ② 番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内での適正な収集、保管、利用及び提供並びに不要となった際の速やかな廃棄
- ③ 目的外利用の防止

6 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティ及び特定個人情報の適正な取り扱いの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、関連する法令、情報セキュリティポリシー、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）及び情報セキュリティ実施手順等を遵守しなければならない。

7 市が講ずる対策等

市は、上記4の脅威から情報資産を保護するため、及び上記5の特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、次に掲げる対策等を講ずるものとする。

- ① 情報セキュリティ対策を推進するとともに、特定個人情報の適正な取り扱いを図る全庁的な組織体制を確立すること。
- ② 市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類に基づく情報セキュリティ対策
- ③ 情報システム全体に対する、次の三段階の対策
 - (ア) マイナンバー利用事務系においては、原則として他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
 - (イ) LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
 - (ウ) インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。
- ④ サーバ、情報システム室（主要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋をいう。）、通信回線、職員等のコンピュータ及び特定個人情報を取り扱う事務を行う区域等の管理に係る物理的な対策
- ⑤ 情報セキュリティ及び特定個人情報の取り扱いに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行うこと。
- ⑥ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策その

他の技術的対策

- ⑦ 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保その他の情報セキュリティポリシーの運用面の対策
- ⑧ 情報資産への侵害が発生した場合若しくは特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した場合(当該事案の兆候を把握した場合を含む。)等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を定めること。

8 外部サービスの利用

- (1) 市は、情報システムの開発、導入、保守等を外部に委託する場合は、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じるものとする。
- (2) 市は、特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を外部に委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (3) 市は、約款による外部サービスを利用する場合は、利用にかかる規定を整備し対策を講じるものとする。
- (4) 市は、ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めるものとする。

9 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

市は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図るものとする。

10 情報セキュリティポリシーの見直し

市は、上記9に規定する情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティ対策及び特定個人情報の安全管理に関する状況の変化に対応するため新たに対策等が必要になった場合には、情報セキ

セキュリティポリシーを見直すものとする。

1.1 情報セキュリティ対策及び特定個人情報の安全管理に関する基準

市は、上記6から8までに規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策及び特定個人情報の安全管理に関する基準を定めるものとする。

1.2 情報セキュリティ実施手順等

- (1) 市は、情報セキュリティ対策及び特定個人情報の安全管理に関する基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するとともに、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための実施規程を策定するものとする。
- (2) 前項の情報セキュリティ実施手順等は、非公開とする。

1.3 その他

この基本方針に定めるもののほか、情報セキュリティ及び特定個人情報の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基本方針は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年7月22日横手市情報セキュリティ委員会決定）

この基本方針は、令和元年8月1日から施行する。